

前田委員長

- ・ まず一つ目の「協働が必要とされる背景の再認識」からお話しするが、資料にもあるように、行政における財政の悪化ということをあえて入れさせていただいた。ガイドラインにも関わってくるが、例えば「指定管理者」という制度があり、行政が今まで直営で行っていたことを市民活動団体等に担ってもらうというもの。そのメリットは、行政が直営で運営するより、民間や市民活動団体の方が民の特徴を活かした創意工夫されたサービスの提供が可能となるということである。そして、もう一つ必ず指摘されるのが経費の節減である。
- ・ 純粋な民間業者に指定管理や委託をする際に、経費の節減が前面に出ることはやむを得ないが、市民活動団体が担う想定の場合、経費の節減が前面に出ることは、個人的には違和感がある。しかし、指定管理で施設管理を実施する際には、その経費を直営と比べて圧縮して提案することや議会から経費の節減効果を聞かれることもあるので、今の社会の流れを見ると経費節減を求められるのはやむを得ない面もあるが、今後この点については議論の必要性を感じている。
- ・ 資料に「公共サービス」という単語が出てくるが、これはいわゆる直接住民に対して公共サービスを提供するというものだけではなく、小田原でいうと落書き消しのような活動も含めて、ここでは一括して「公共サービス」とさせていただいている。今までは、これは行政が行う、これは民間が行うという公私二分論が中心であったが、近年ではその中間的な考え方や動きが増えてきている。これは、市民活動団体の方が従来行政では手を付けられていなかった部分について、何らかの役割を果たして、地域に公共的なサービスを供給できるようになるという側面があるからである。
- ・ 小田原にはなく、他地域では市民活動団体がサービスを供給している分野であれば、今まで地域でそのようなサービスは供給していなかったけれど、今後は可能ではないか、あるいは供給するべきではないか、また、そのための仕組みをつくるべきではないかなどの意見が地域から出てくるようになる。DVに対するシェルターの運営を例に挙げると、最近では行政もそういった分野に力を入れ始めて来たが、以前は、NPOが先行して対応しており、行政では対応が手薄な分野であった。個人的なこと、家庭内のことであるから、DVに対応する制度は必要ないといった考えがあるのかもしれないが、地域で課題として認識されるようになると新しいサービスとして認定しなくてはならなくなる。
- ・ このことを整理すると、今まで地域でこういうサービスが存在することが望ましいと思われていながら、公共サービスとして供給してもらうのは無理であると判断されていたものを潜在的なニーズと捉える。そのニーズを供給する主体として市民活動団体が現れる。そうしたことにより、そのサービスを受けたい人が出てくるとそれは潜在的から顕在的なニーズになってくる。それが様々な分野で現れてくると、行政でそれらすべてについて対応することは無理である。
- ・ 資料に「供給における競合と先行」と表現しているが、これは、先ほどの例のように市民活動団体が行政に無いサービスを先行して供給していることや、行政と同じ種類のサービスを行政より質の良い形で供給しているということである。この例を挙げると、福祉マップを作成する時に、行政が作成したマップより、車いすの方が構成員に入っている市民活動団体が作成したマップの方が、実際に使用される方の視点により作成されるので、公共施設の特徴を捉えた実用的なものができあがる。この例では、行政がそれにかけていた費用を市民活動団体に回して発行してもらう方が効率的であると考えられる。
- ・ NPO法が制定されて以降認識しなくてはならないことは、制定前まではボランティアという言葉は認識されていたが、今ではそれ加えて市民事業が拡大している。市民活動団体がお金を取ってサービスを提供することに対して批判を言う人はほとんどいない。そして、その主体が新たに台頭してきている。しかし、市民活動団体だけで100%サービスを提供する形になると経費がかかりすぎ、サービスに対する料金が高くなってしまいますので、サービスを広く市民に供給するには、やはり何らかの形で行政と協働を行っていくことが必要になってくる。
- ・ ご存知の通り、現在では日本のNPO法人は4万以上となっている、そして法人化していない市民活動団体の数は把握しようがないが、NPO法人の数倍あるとすると、日本では数十万の団体が活動していることになる。こういった市民活動団体との協働をあらゆる分野で進めて行くことになる。NPO法が1998年に制定され

- てから何度か改正されている。最初は法律が対象とする活動分野が12であったが、それが17、20と拡大してきている。現在の分野の内容を見てみると、かなり包括的になってきている。そうすると行政（市役所）にとっても、それぞれの所管で供給しているサービスが、実はあらゆる分野において協働で行うことができるのではないかと考える。つまり、協働は全庁的な課題であるといった意識を行政が持つ必要があると言える。
- ここで、ガイドラインを見てみると「2-3なぜ協働を推進するのか」の中に、市民活動団体・行政・市民のそれぞれの期待されるメリットを挙げてあるが、協働についてこういった内容を、行政という組織体やすべての職員に浸透しているかと考えると多少疑問が残る。また、小田原市内で活動している市民活動団体の中で、サービスを供給して利用者から料金を受けている活動もあると思うが、それぞれの所管に関係するそういった事業は市内でどのくらい行われているか把握する意識を持ってもらいたい。
 - 小田原市で事業仕分けが行われたが、他市では行政や政策の評価を行う時に「協働の視点」という考えを入れている事例もある。この協働には、市民活動団体だけではなく、民間という相手先も含まれる。前例踏襲という考えの中では、「これは協働でできるのではないか」という発想は中々生まれて来ない。そこで最初から行政評価や事務事業評価などに「協働の視点」という項目を設定しておくことで、協働でできる部分や市民活動団体や民間に任せの方が良い部分が出てくる可能性があり、全庁的に協働に関する考え方も浸透する。しかし、当然中には協働に馴染まない事業や法令上行政職員が行わなくてはならない業務もある。
 - 次に中間支援組織についてお話しする。小田原市には市民活動サポートセンターという施設があり、市民活動団体の方には浸透している。川崎市では、川崎市の市民活動センターを任されている公益財団法人が、小田原市でいう応援補助金を管理・運営しており、その審査についても市が行うのではなく、財団法人が審査会を作り、助成する事業を選定している。つまり、川崎市では、中間支援組織に相当の役割と比重を置いていると言える。もちろん正規職員の方もおり、トップには理事長がいる。
 - 小田原市では、指定管理施設として市民活動サポートセンターを、市民活動を支える会に管理・運営を委ねているので、現段階で応援補助金とサポートセンターとの直接的な関わりは存在しないという位置付けになっている。今すぐできることではないが、小田原市のサポートセンターの移転や機能拡充を検討する際には、なんらかの組織的な充実化を図る必要があり、その方法には様々な選択肢があると考えられる。
 - 資料にある新しい制度設計については、時間の関係から一つの事例紹介にとどめさせていただくと、市川市には市民税1%支援制度という取り組みがあり、市民が自ら寄付したい市民活動団体に市民税の1%を支援できるというものである。
 - 最後に協働のガイドラインの話をさせていただく。内容を拝見したが、前段の部分はともかく、途中からは協働事業のガイドラインのようになっており、表題とのズレを感じた。協働事業のガイドラインと表題を変更すればズレも多少解決するかもしれない。
 - 「3-1計画」以降、読み手を誰に想定しているのか分かりにくい。これが仮に行政・市民活動団体の両方に対しての文章であれば良いが、そうすると今度は、3-1-1オで示している「資金の管理方法が明確になっているか確認し、」とある部分の確認は誰が誰に対してすることなのか、主体が分からないので書き方を工夫して欲しい。
 - 根本的な部分になるが、1-1では、「市民活動団体・事業者・大学等と市との協働に関する基本的な事項について…」、2-1では「『協働』とは市民活動を行うもの、市民、事業者及び市が対等の立場で互いの特性を生かし、…」となっており、場所によって対象の表現が違っているので、前半の部分ではっきり分かりやすく示した方が良いと思う。また、2-5(1)以降に「地域活動団体や市民活動団体等と行政…」とされており、唐突に「地域活動団体」が出てきているので、表現を工夫した方が良いと感じた。
 - このガイドラインには大学を入れなくても良いと思うが、1-1及び1-2には大学という単語が出てきているので、このあたりの表現についても考える必要があると感じた。
 - 「2-6協働事業の具体例」では、具体的な事業がいくつか紹介されているが、最初の「子育てマップ発行事業」は行政提案型協働事業であり、「協働事業パートナー」という言葉を使って行政と団体を表現することは適切だが、応援補助金によって行われた「市民の視点でとらえた市民のための小田原市の財政白書の作成」に「協働事業パートナー」という言葉が適切なのかご検討いただきたい。